

5 憲章及び行動指針に基づく取組

(仕事と生活の調和元年)

憲章及び行動指針に基づき、仕事と生活の調和を推進していくため、2008（平成20）年を「仕事と生活の調和元年」と位置づけ、憲章及び行動指針の理念について国民一人ひとりに理解を求めることとしている。



経団連会館における上川内閣府
特命担当大臣の講演（2008年1月22日）

また、仕事と生活の調和の推進のためには、政労使が密接に連携することが必要であり、内閣府や関係省庁において、以下のような取組を進めている。

- ①官民連携シンポジウムの開催や、地域レベルでの取組促進のための推進会議の設置
- ②仕事と生活の調和を含めた地域における総合的な少子化対策の推進のための体制整備等（各地方公共団体における少子化対策本部の設置、地域の関係者からなる連絡協議会の設置等）
- ③中小企業事業主に対する助成や次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の策定及び取組の一層の推進

(仕事と生活の調和推進室の設置)

憲章及び行動指針に基づき、仕事と生活の調和を推進していくためには、政労使、都道府県がパートナーとして密接に連携する必要がある、その協働のネットワークを支える中核的組織として、2008年1月、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」を設置した。推進室は、官民トップ会議の事務局、関係省庁、労使、地方公共団体などとの連携・調整、各種キャンペーン等の企画立案等の業務を行うこととしている。また、各都道府県においても、仕事と生活の調和の推進のための窓口を置いている。